

# 川内川水害に強い地域づくり推進協議会

## 規 約

### 第1条 名称

本会は、「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）と称す。

### 第2条 目的

推進協議会は、平成19年8月に提言された「川内川水系水害に強い地域づくり」に沿った防災・減災対策を効果・効率的に進めるために、関係機関が連携・調整し、適切な役割分担や実施スケジュールなどの具体的な対策（アクションプログラム）を策定することを目的とする。

### 第3条 組織

1. 推進協議会に会長をおく。会長は、国土交通省川内川河川事務所長とし、会務を総括する。なお、会員は、別表－1に掲げる会員をもって構成する。
2. 推進協議会に幹事会をおく。幹事長は、国土交通省川内川河川事務所技術副所長(計画)とし、幹事は、別表－2に掲げる幹事をもって構成する。
3. 推進協議会および幹事会へは、必要に応じ推進協議会および幹事会以外の関係機関を出席させることができる。

### 第4条 会務

推進協議会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 「川内川水系水害に強い地域づくり」に沿ったアクションプログラムを策定すること。
2. アクションプログラムの実施に伴う関係機関との調整を行うこと。
3. 推進協議会の活動内容を「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」の委員へ報告すること。

### 第5条 推進協議会および幹事会の開催

推進協議会および幹事会は、会長が必要と認めたときに、会長がこれを召集する。

### 第6条 情報公開

推進協議会は、原則、公開とする。

### 第7条 事務局

推進協議会の事務局は、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所調査課に

置き、各機関と調整を図りながら運営を行う。

#### 第8条 規約の改正

推進協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、会員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

#### 第9条 雑則

この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める

付則 本規約は、平成20年3月5日より施行する。

本規約は、平成20年11月17日より施行する。(第1回変更)

別表－1 川内川水害に強い地域づくり推進協議会 会員名簿

赤字：変更箇所

		所 属	役 職
1	会長	国土交通省 川内川河川事務所	所長
2	副会長	鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課	危機管理防災課長
3	会員	国土交通省 鶴田ダム管理所	所長
4	会員	鹿児島県 土木部 河川課	河川課長
5	会員	宮崎県 県土整備部 河川課	河川課長
6	会員	宮崎県 総務部危機管理室局 危機管理課	危機管理室課長
7	会員	鹿児島県 北薩地域振興局 建設部	部長
8	会員	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 大口支所	支所長
9	会員	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 湧水支所	支所長
10	会員	宮崎県 小林土木事務所	所長
11	会員	薩摩川内市	危機管理監
12	会員	さつま町	副町長
13	<del>会員</del>	<del>大口市</del>	<del>副市長</del>
14	<del>会員</del>	<del>菱刈町</del>	<del>副町長</del>
15	会員	伊佐市	副市長
16	会員	湧水町	副町長
17	会員	えびの市	副市長
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			

別表-2 川内川水害に強い地域づくり推進協議会 幹事 名簿

赤字：変更箇所

		所 属	役 職
1	幹事長	国土交通省 川内川河川事務所	技術副所長(計画)
2	副幹事長	国土交通省 川内川河川事務所	調査課長
3	副幹事長	鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課	課長補佐
4	幹事	国土交通省 鶴田ダム管理所	管理係長
5	幹事	鹿児島県 土木部 河川課	課長補佐
6	幹事	宮崎県 県土整備部 河川課	課長補佐
7	幹事	宮崎県 総務部危機管理室局 危機管理課	防災企画担当主幹
8	幹事	鹿児島県 北薩地域振興局 建設部	建設総務課主幹長
9	幹事	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 大口支所	主幹
10	幹事	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 湧水支所	支所長補佐
11	幹事	宮崎県 小林土木事務所	総務課長
12	幹事	薩摩川内市	防災安全課長
13	幹事	さつま町	総務課長
14	<del>幹事</del>	<del>大口市</del>	<del>総務課長</del>
15	<del>幹事</del>	<del>菱刈町</del>	<del>総務課長</del>
16	幹事	伊佐市	総務課長
17	幹事	湧水町	総務課長
18	幹事	えびの市	総務課長
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			